

**岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）
の管理運営に関する協定書（参考）**

岐阜市（以下「市」という。）と〇〇〇〇〇（以下「指定管理者」という。）とは、岐阜市障害者福祉施設（第二恵光、第三恵光、ワークス恵光、ケアホーム恵光）（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理業務」という。）について、次のとおり協定書を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、施設の設置目的を効果的、効率的かつ円滑に達成するため、岐阜市障害者福祉施設条例（昭和57年岐阜市条例第43号。以下「条例」という。）第4条の規定により指定された指定管理者が行う施設の管理業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定期間）

第2条 指定管理者が本施設を管理運営する期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 この協定の期間は、前項の規定による指定期間と同じ期間とする。

（会計区分）

第3条 管理業務に係る会計区分は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年度毎とし、独立した区分経理を行わなければならない。

（管理業務）

第4条 指定管理者は、条例第6条の規定に基づき、次に掲げる管理業務を行う。

- (1) 条例第3条各号に掲げる事業に関する業務
 - (2) 施設の利用の制限に関する業務
 - (3) 施設の建物又は付属設備若しくは備品等の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙の募集要項、仕様書及び事業計画書に記載されたとおりとする。
- 3 指定管理者は、公の施設であることを常に念頭に置いて、公正に管理業務を実施しなければならない。
- 4 本施設の目的外使用許可については、市が自らの責任において実施するものとする。
- 5 指定管理者は、管理業務の実施にあたっては、関係法令及び条例等を遵守しなければならない。

（指定管理以外の業務）

第5条 前条に規定する管理業務のほか、指定管理者は、市の許可を受けて、施設の設置の目的の範囲内において自ら業務を行うことができる。

2 前項に規定する業務に要する経費は、指定管理者の負担とする。

（管理物件）

第6条 指定管理者が管理する施設及び物品等（以下「管理物件」という。）の対象は、別に市が提示する公有財産台帳及び備品台帳によるものとし、指定管理者は無償で利用できるものとする。

2 指定管理者は、管理物件を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、又は使用しなければならない。

- 3 指定管理者は、管理物件を管理業務以外の用に使用してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 指定管理者は、管理物件の形状、形質等を変更してはならない。ただし、市の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 5 指定管理者は、災害、事故等により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、速やかに市に報告し、市の指示を受けなければならない。
- 6 指定管理者は、自己の責めに帰すべき事由により管理物件を滅失し、又は毀損した場合は、指定管理者の負担において管理物件を原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（情報の取扱い）

- 第7条 指定管理者は、管理業務の実施に係り取得又は保有をした個人情報の取扱いについては、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）の規定に準じて取り扱わなければならない。
- 2 指定管理者及び施設の管理業務に従事する者は、管理業務の実施によって知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。
 - 3 指定管理者は、管理業務の実施に係り作成、取得又は保有をした文書については、岐阜市情報公開条例（昭和 60 年岐阜市条例第 28 号）の規定に準じて取り扱わなければならない。
 - 4 指定管理者は、前項の指定管理者が保有する文書に関し、情報公開の請求があった場合は、市と協議し必要な措置を講じるものとする。
 - 5 指定管理者は、市から管理業務に係る文書の提供の依頼があった場合は、市に当該文書の提供をするものとする。

（管理業務従事者等）

- 第8条 指定管理者は、管理業務に従事する者の氏名をあらかじめ市に通知しなければならない。
- 2 指定管理者は、管理業務に従事する者の中から、責任者を定め、市に通知しなければならない。
 - 3 指定管理者は、前2項の規定による通知に係る事項に変更がある場合には、直ちに市に通知しなければならない。

（再委託の禁止）

- 第9条 指定管理者は、管理業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（権利譲渡禁止）

- 第10条 指定管理者は、協定書を締結したことにより生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、市においてやむを得ないと認め市議会の同意を得た場合は、この限りでない。

（損害の賠償）

- 第11条 指定管理者は、管理業務の実施にあたり、指定管理者の責に帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えた場合は、損害を補償しなければならない。
- 2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ市が損害を賠償したときは、市は指定管理者に対して求償権を有するものとする。

（リスク分担）

- 第12条 管理業務に関するリスク分担については、別記1のとおりとする。

- 2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

(非常時の対応)

第13条 指定管理者は、災害、事故、犯罪等の非常事態の発生が予想されるとき又は発生したときは、直ちに市に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、事態が緊急を要する場合においては、利用者の安全確保に関する措置及び施設等の保全措置を優先して講じた後、速やかに市に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、事前に、非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを市に届け出なければならない。

(事業計画書の提出)

第14条 指定管理者は、第3条の規定による会計区分毎に、翌年度の管理業務に係る事業計画書及びその収支の明細を2月末日までに市に提出し、市の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、前項の承認を受けた後に事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ市と協議し、承認を得なければならない。この場合において、収支の明細は、前項の規定にかかわらず市が定める日までに提出するものとする。

(事業報告等)

第15条 指定管理者は、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月毎の事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況（利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
- (3) 利用料金収入の実績

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

- 2 指定管理者は、毎年度終了後50日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 施設の利用状況（利用件数、利用者数、利用拒否等の件数・理由等）
- (3) 利用料金収入の実績
- (4) 管理経費等の収支状況

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項

- 3 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、前2項に掲げるもののほか管理業務及び経理の状況に関し、必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 4 市は、必要があると認める場合には、指定管理者に対し、貸借対照表、損益計算書など直近の経営状況を確認できる書類の提出を求めることができる。

- 5 指定管理者は、第3項の規定による指示に従い、是正等の措置を講じ、市に対しその措置の内容を速やかに報告しなければならない。

(利益の一部納付)

第16条 指定管理者は、収入（職員から徴収する第18条第3項に規定する使用料その他これに相当する費用を除く。以下、この条において同じ。）の実績額が収入の予算額を超える場合は、その超える額（以下、「収入超過額」という。）の100分の20（双方の協議により20%

以上での協定可)に相当する額を市に支払うものとする。この場合において、支出の実績額が収入の予算額を超えるときは、収入超過額からその超えた額を控除して計算するものとする。

(施設内に職員の駐車場を設ける場合の許可)

第17条 指定管理者は、施設内にその職員の駐車場を設けようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による許可を市から受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可を受けたときは、別に定めるところにより算定した使用料を市に対し納付しなければならない。
- 3 指定管理者は、第1項の許可を受け設けた駐車場を職員に使用させる場合において、当該職員から使用料その他これに相当する費用を徴収するときは、前項の使用料の額を超えて徴収を行ってはならない。

(指定の取消し等)

第18条 市は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、指定管理者の指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部を停止させ、これにより生じた損害の賠償を命じることができる。

- (1) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に基づく市の指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者が、関係法令、条例、規則又はこの協定に違反したとき。
- (3) 指定管理者として指定を受ける際の応募資格に不適合となったとき。
- (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化するなど、公の施設の管理に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- 2 前項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部を停止することにより生じた指定管理者の損害については、市はその責めを負わないものとする。
- 3 指定管理者は、第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、速やかに施設及び物品等を市に返還しなければならない。
- 4 市は、第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、業務の全部又は一部を廃止することができる。この場合において、市は、廃止しようとする日の30日前までにこれを指定管理者に通知し、指定管理者の指定を取り消さなければならない。
- 5 前項により、指定管理者の指定が取り消された場合における損害の賠償については、市と指定管理者が協議して定める。

(原状回復義務)

第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理物件を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 市は、指定管理者が前項の義務を履行しないときは、これを原状に復し、その費用を指定管理者に請求することができる。

(文書の保存)

第20条 指定管理者は、管理業務を実施するにあたって指定管理者が保有する文書は、指定の期間が満了し、又は指定を取り消された後においても、岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）に準じて保存しなければならない。

(重要事項の変更)

第21条 指定管理者は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく

市に届け出なければならない。

(利用料金の帰属の範囲)

第22条 指定管理者に帰属する利用料金は、指定管理者が施設の指定管理者である期間（以下「指定管理者期間」という。）において行われる施設の使用に係る利用料金とする。

(管理業務の引継)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、市の指示に従い、速やかに管理業務に関する事務及び文書を市又は市が指定した者に対して市の指定する期日までに引き継ぐとともに、引継ぎ書を作成しなければならない。

2 前項の場合において、指定管理者期間終了後の施設の利用に係る利用料金を既に収受しているときは、指定管理者は、市の指示に従い当該利用料金の額を市の指定する口座に振り込まなければならない。

(協定の変更)

第24条 市は、管理業務に関し、指定管理者が行うべき業務の範囲や内容を変更しようとするとき、又は法令等の改正が管理業務の実施に影響を与えるおそれがあると認められるときは、市と指定管理者の協議の上、本協定の規定を変更することができることとする。

(協定外の事項)

第25条 この協定に定めない事項について疑義が生じたときは、市と指定管理者とは誠意を持って協議して定めるものとする。

市と指定管理者とは、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

年 月 日

岐阜市 代表者 岐阜市長 柴 橋 正 直 印

指定管理者	住所	〇〇〇〇〇	
	商号又は名称	〇〇〇〇〇	
	氏名	〇〇〇〇〇	印

リスク分 担

(負担者側に ○)

No.	種類	リスクの内容	負 担 者	
			岐阜市	指定管理者
1	指定管理への 円滑な移行	指定管理者の責めに帰すべき事由により、円滑な移行 ができない場合		○
		上記以外の場合	○	
2	法令等の変更	協定書(第4条)にて示される業務に直接関係する法令 等の変更	○	
3	事業の中止及び延期	市の判断又は市の責めに帰すべき事由による場合 (施設の瑕疵・施設改修等)	○	
		指定管理者の責めに帰すべき事由による場合 (事業放棄・破綻等による指定取消または業務の停 止)		○
4	不可抗力	天災、暴動等による履行不能	○	
5	許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延、失効等 (岐阜市が取得するもの)	○	
		上記以外の場合		○
6	計画変更	事業条件の変更等	○	
7	管理運営費上昇	物価変動及び事業条件(仕様)変更以外の要因による 管理運営費の増大		○
		上記のうち、急激な物価上昇等、特殊な事由が認めら れる場合	○	
8	施設及び物品の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
		上記以外の場合	○	
9	性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
10	需要変動	利用者数の変動等による需要変動		○
		上記以外で、指定管理者の責めに帰さない事由によ り、当初の需要見込みと大きく異なると認められる場合	○	
11	利用者への対応	施設の瑕疵等、市の責めに帰すべき事由による場合	○	
		施設管理運営上、指定管理者の責めに帰すべき 事由による場合		○
12	第三者等への賠償	施設運営上の周辺住民等への損害 (騒音、振動、臭気等)		○